

令和 9・10・11 年度 民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）に
関する協定にかかる令和 9 年度細則（案）

1 事業の名称

本事業の名称は「民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）」とする。

2 事業の目的

淀川区在住の中学生を対象に、学習習慣の形成、学校授業の理解度の上昇及び基礎学力の向上を図るため、課外授業（ヨドジュク）を実施する。

3 事業実施場所及び受講者数の定員

乙が行う課外授業の会場及び定員は下記のとおりとする。

A 大阪市立美津島中学校（所在地：大阪市淀川区加島 1 丁目 54 番 41 号）

学習室 1 室（空調有り）及び当該部屋までの通路・通用門

部屋面積：64 平方メートル

定員：40 名

B 大阪市立十三中学校（所在地：大阪市淀川区十三東 5 丁目 1 番 27 号）

ミーティングルーム 1 室（空調有り）及び当該部屋までの通路・通用門

部屋面積：56 平方メートル

定員：30 名

C 大阪市立東三国中学校（所在地：大阪市淀川区東三国 6 丁目 3 番 68 号）

会議室 1 室（空調有り）及び当該部屋までの通路・通用門

部屋面積：64 平方メートル

定員：30 名

4 会場の使用について

（1）乙は下記の条件の範囲内で各会場を使用する。

本細則 3 A の会場：水曜日・金曜日の 18 時 30 分以降のみ使用可（開講準備時間含む）。

同 B の会場：火曜日・木曜日の 18 時 30 分以降のみ使用可（開講準備時間含む）。

同 C の会場：月曜日・火曜日の 18 時 30 分以降のみ使用可（開講準備時間含む）。

ただし、上記の A・B・C いずれの会場においても施設における行事等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

（2）乙は、使用スケジュールについて、使用月の前月の 15 日までに甲に報告し、必要に応じ甲と乙で日程について調整する。協定にて定めた工程表を作成している場合、詳細な日にちを指定しているものであれば、工程表による報告で可とする。

（3）本事業の協定締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間に

において（１）の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙及び当該学校施設管理者（以下「施設管理者」という。）の三者で協議を行う。

4－2 会場の使用の例外

- （１） 本細則４（１）の定めにかかわらず、開講日の設定にあたっては、８月中旬に施設管理者が設定する夏季休業中の学校閉庁日に留意すること。
- （２） 乙が、入塾説明会や体験入塾募集などのイベントを実施する場合や、実施スケジュール外で課外授業を実施する場合については、乙は甲に対し、その実施の４０日前に協議を申し出ること。協議の結果、甲は乙に対し淀川区役所会議室の使用を認めることがある。

5 会場の管理について

（１） 日々の原状回復について

乙は、開講日ごとに、開講時間後に会場（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにし、必要に応じてアルコール等で消毒を実施する。ごみは会場施設内では廃棄せず、都度持ち帰る。

また、開講時間前に会場にあった忘れ物等については、部屋内に残しておき、実施後に速やかに甲もしくは施設管理者に連絡を入れること。

ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない（口頭による承諾を含む）。

（２） 会場の施錠管理について

乙は、開講時間前に各会場への入口の開錠を行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠を行い退出する。

6 事業の実施方針

乙は、受講者の習熟度に合わせた教材や課外授業により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う。この指導は、少人数制個別指導とし、原則として受講者全員に一律の指導を行ういわゆる集団授業型による指導は行わない。

7 事業の内容

乙は、事業の実施方針及び下記の（１）～（４）をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

（１） 企画について

乙は、企画提案書に基づき提案した内容に沿って、学習習慣の形成、学校授業の理解度の上昇及び基礎学力の向上をめざした課外授業（ヨドジュク）を、誠実に履行する。

なお、企画提案書の内容と本協定及び本細則の内容に相違がある場合には、本協定及び本細則の内容に沿って、誠実に履行する。

また、乙が実施する課外授業の内容は、受講者の習熟度を分析した結果を反映させながら、受講者の習熟度に柔軟に対応したものとする。

（２） 課外授業（ヨドジュク）の実施・運営について

乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、事業実施体制の確立（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を行う。

なお、各会場においては、開講日ごとに、各講師の監督・とりまとめを担う講師を1名以上配置する。

(3) 課外授業（ヨドジュク）における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

(4) アンケートについて

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と検証を実施する。アンケートは、年度開始時、9月～10月頃、年度終了頃の3回行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。

乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

7-2 分析結果票の活用等

(1) 乙は、学力検定試験において作成する分析結果票を活用して受講者の学力指導を行うとともに、今後の受講者の学力向上に活用させるために、受講者及びその保護者に対しても提供する。

(2) 乙は、すべての受講者について就学している中学校を把握して、分析結果票とともに甲に提供する。

8 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない場合には、乙は甲と適宜調整を行うこと。ただし災害が発生した場合は、本細則9に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書として甲に提出する。

(4) 乙は、当該年度の実施結果について、年度終了後10日以内に、収支明細（企画提案における経費内訳書と同じ様式とする）及び事業成果を明記した事業実施報告書を甲に提出する。

(5) 乙は、障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施報告書を前項と併せて甲に提出する。

8-2 事業の効果検証

乙は、本事業について、本細則7（4）に定めるアンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、また、学力検定試験において作成する分析結果票によって効果検証を行う。

9 災害時における対応について

災害発生時には、乙は、当初に設定した日程で開講できないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するかどうかの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になり次第速やかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

この他の対応については、乙が企画提案書により提案した内容に沿うものとする。

10 貸与品について

- (1) 甲が乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）については、その品名、数量、品質、規格又は性能等を記載した貸与証を甲が作成し、乙に提供する。また、乙は借用証を作成し、貸与品等の引渡しの日から7日以内に甲に提出する。
- (2) 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 乙は、事業の完了、本細則の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、速やかに甲に返還する。
- (4) 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合はその修補もしくは交換を請求することが出来る。

11 個人情報の取扱い

乙は、下記の（１）～（１２）をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏洩、滅失、毀損、紛失等（以下「漏洩等」という。）が生じないよう事業を実施する。

- (1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。
ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。
- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど、適正に管理する。
- (4) 乙は、記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努める。

また、甲及び乙は、本事業従事者が SNS 等において受講者等の個人情報等が流出させないよう、特に留意すること。本事業従事者と受講者との間で SNS に関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切行わない。

- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。
- (7) 乙は、自己の事業従事者その他関係者について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (8) 乙は、個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (9) (1)～(8)に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。
- (10) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施し、乙は、甲の立入検査の実施に協力する。
- (11) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。
- (12) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに対し書面により同意した場合はこの限りでない。
- (13) 上記(12)に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

12 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく事実の公表

- (1) 甲は、乙が法第 66 条及び第 67 条の規定に違反していると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。
- (2) 甲は、(1)に定めるもののほか、事業に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

13 受講者の募集

- (1) 受講者の募集に際しては、甲と乙との調整を経た上で、甲又は乙が作成した募集チラシを甲が淀川区内の各中学校に在籍する（もしくは入学予定の）生徒に配付するほか、当該チラシを区役所内で配架する。
- (2) 乙は、電話での申込受付の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。
- (3) 乙は、受講者又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等

の学習指導事業（乙以外が運営しているものも含む）へ能動的に勧誘することを一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りでない。

前述の能動的に勧誘することとは、乙が受講者又はその保護者に対し、本事業外での塾事業や課外授業等の学習指導事業へ積極的に勧誘することを指す。受講者又はその保護者からの学習指導にかかる相談に応じて本事業外での学習指導事業を紹介することについては、相談者がその取捨選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものである限り、能動的な勧誘とみなさない。

14 授業料の取扱いについて

- (1) 乙は、授業料月額 10,000 円（税込）の範囲内で最大限の指導内容を構築して本事業を実施する。
- (2) 乙は、受講者が本事業を受講するにあたって、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されている「習い事・塾代助成カード」による授業料の支払を可能とすること。

15 事業の実施期間及び課外授業（ヨドジュク）の開講期間

本事業の実施期間は、令和 8 年度において甲と乙が民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）に関する協定を締結した日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

課外授業（ヨドジュク）は、本細則 3 に定める会場において、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで開講する。

16 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（本細則 17（1）（2）（3）に定める損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（保険により補填された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

17 第三者に及ぼした損害

- (1) 乙が事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、(3) に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- (2) (1) の定めにかかわらず、(1) にて規定する賠償額（保険により補填された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険により補填された部分を除く。）について、当該第三者に

損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。
ただし、事業を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの
については、乙が負担する。

- (4) (1)(2)(3)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合
においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

18 光熱費の負担について

- (1) 協定書及び本細則における光熱費とは、本細則3に定める会場を使用する際に生じる
照明及び空調機器の使用に応じた費用とする。
- (2) 光熱費の負担について、乙は、本細則3に定める会場を使用した時間に応じた光熱費
を負担する。甲は当該費用にかかる請求は年度ごとに行う。
- (3) 乙が負担すべき光熱費の算定については、甲が指定した方法により積算する。
- (4) 乙が(1)の請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合には、甲は地方
自治法(昭和22年法律第67号)第240条の規定により督促等必要な措置を行うことが
できる。
- (5) 乙が(1)の請求において指定した期限までに納付しないときは、甲は、乙に対し、納入
期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例(昭和39
年条例第8号)第11条及び第23条の規定に基づく延滞損害金を請求することができる。

19 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和10年3月31日まで有効とする。

20 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、
決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面2通を作成し、甲及び乙の代表者が各自1通を保有する。

令和9年 月 日

甲 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
大阪市淀川区長 古川 吉隆

乙 △△△ □□ □□